

津市総合計画後期基本計画（案）に対する意見の内容と意見に対する考え方について

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
1	1	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 1 計画策定の趣旨	平成18年からを表記すべきであると思います。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 本市は、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の10市町村が平成18年1月1日に合併し、新「津市」として誕生しました。 そして、旧市町村が取り組んできたまちづくりの成果を継承・活用しながら、津地区合併協議会において策定された「新市まちづくり計画」を発展させ、合併後の市政運営の基本とするものとして、平成20年3月に基本構想（計画期間：平成20年度～平成29年度）と前期基本計画（計画期間：平成20年度～平成24年度）で構成する「津市総合計画」を策定し、基本構想に掲げる将来像である「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」の実現に向け、前期基本計画に基づき各種施策を展開してきました。
2	1～3	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 ア 人口減少の進行 イ 少子高齢社会の進行 ウ 東日本大震災等を踏まえた防災対策 エ 地方分権の進展 オ 環境問題への対応	(1)時代の潮流として5点挙げていますが、とらえ方が浅く狭いと思われます。これらの他にも「市民のニーズや価値観の多様化・高度化」「産業構造の変化」「グローバル化の進展」「住民参画の成熟化と公共の役割の変化」「自助・共助・公助の考え方」など、時代の潮流として言及すべき重要なものがあり、これらを押さえておかなければ適切な計画策定につながらないと思われます。	御意見を踏まえ、次のとおり項目を追記します。 【追記文】 エ 社会の成熟とグローバル化 我が国は、社会が比較的安定した成熟社会となっており、少子高齢化や増大する社会保障費、社会資本ストックの老朽化など社会が成熟したが故の課題への対応が求められています。 また、欧州の財政危機が世界の景気低迷などの起因となるなど、経済のグローバル化は著しく、産業面においても、ものづくりを得意としていた我が国の国際的な市場シェアが奪われつつあり、今後は、国際的な連携を視野に入れた企業支援が求められています。 オ 市民の価値観の多様化 社会が成熟するにつれ、国民の価値観やライフスタイルが多様化するとともに、個人の生き方や責任が重要となっています。古くからのコミュニティは世帯分離や人口減少で、その維持・活性化、また、人の繋がり希薄化が課題となっていますが、一方で、東日本大震災におけるボランティア活動を見ますと、被災された方々のために行動し、社会貢献に生きがいを見出す人が多いことも事実です。 本市においても、市民の価値観の変化を踏まえながら、市民と共にコミュニティの維持を図ることや市民活動を支援することにより、参加と協働のまちづくりを進める必要があります。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
3	1	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 ア 人口減少の進行	下から4行目で、「人口減少」「生産年齢人口の減少」「国内需要の減少」を並列に記述していますが、前2つは統計的に確実に見込める現象であり、後者の国内需要の見通し（減少するかどうか）は、様々に予想されるものの確たることを断言することはできないはずであり、並列で扱うことは適切ではないと思います。そもそも、「ア 人口減少の進行」は人口トレンドを論じており、需要や投資については別の項で述べるべきことだと思われます。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 さらに、人口減少により生産年齢人口（15～64歳）も減少し、生産力の低下や国内需要の減少が懸念され、本市においても市内への新規投資の減少が予想されます。
4	1	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 ア 人口減少の進行	最後の行で「(このような)危機感」とあります。人口減少の進行を危ないこと、悪いことと決めつけていますが、メリットもあるのであり、一方的に断ずるのではなく、冷静かつ客観的に論じるべきだと思います。	人口減少の進行をメリットとして捉えることができる部分もありますが、今後のまちづくりを考える上では、人口減少のもたらす影響について危機感を持つことが必要との考えからこのような記述としています。
5	1	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 ア 人口減少の進行	「人口減少対策」とは「少子化対策」のことでしょうか。ここでも「人口減少」を悪いこと、有害なことと決めつけていますが、人口減少は必然であって、基本的に素直に受け入れなければならない前提条件だと思います。	人口減少対策には、少子化対策も含まれますが、この他にも、長寿化や人口の流入施策なども考えられます。また、人口減少を必然として受け入れるのではなく、まちとして機能できる適正な人口や人口構造を維持しなければならないとの考えからこのような記述としています。
6	1	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 ア 人口減少の進行	「人口減少社会」と書いていますが、ことさらレッテルを貼るようなネーミングをする必要はないと思います。かつて「人口増加社会」という言葉が使われていましたか？また、社会が不安定になるほど急激に減少するわけでもないのですから、色眼鏡で見るようなスタンスは取るべきではないと思います。	人口減少の進行をメリットとして捉えることができる部分もありますが、今後のまちづくりを考える上では、人口減少のもたらす影響について危機感を持つことが必要との考えからこのような記述としています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
7	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 ア 人口減少の進行	1行目で「地域の活力が維持・強化される地域構造を構築する」という表現が使われていますが、これはいったいどういう地域構造なのか、それを構築するとはどういうことなのか、非常にリアリティの乏しい表現だと思います。むしろ、人口が減少し続ける社会とはどういう社会なのか、その特徴は何か、まちづくりに取り組む上での心構えは何かといったことを明確に論じた方が意味があると思います。	ここでは、時代の潮流を踏まえ、何も施策を打ち出さなければ、そのままの傾向が続くとして記述しています。各地域の特性によって必要となる地域構造は、様々であることから、ここでは包含的な表現としており、ここでいう地域構造とは、産業構造や支え合いの地域、生きがい対策など様々な分野における津市にふさわしいまちのあり方を意味しています。
8	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 イ 少子高齢社会の進行	5行目で、出生率については「減少」ではなく「低下」または「下降」と言うべきです。「さらに、晩婚化・未婚化が進展していることから」と書いていますが、そのことは「長期にわたって減少傾向が続いて」いることの主たる要因であり、別の事象として記述することは間違っているのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 我が国の合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの平均数）は、平成17年から平成22年にかけて一時的に上昇傾向がみられましたが、晩婚化・未婚化の進展とあいまって、長期にわたっては低下傾向が続いており、さらに、人口減少社会が進むものと予想されています。
9	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 イ 少子高齢社会の進行	「少子化」とは子どもの絶対数が減少することです。から、「低下する出生率」と「減少する出産適齢期女性の人口」を掛け合わせることによって説明すべきだと思います。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 我が国の合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの平均数）は、平成17年から平成22年にかけて一時的に上昇傾向がみられましたが、晩婚化・未婚化の進展とあいまって、長期にわたっては低下傾向が続いており、さらに、人口減少社会が進むものと予想されています。
10	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 イ 少子高齢社会の進行	8行目で、「少子化」が「生産年齢人口等の減少」を「加速させる」と表現していますが、少子化による乳幼児人口の減少が、十数年を経るとそのまま生産年齢人口の減少にスイッチするだけであって、加速させることはありません。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 少子化は、長期的には総人口、生産年齢人口（15～64歳）の減少につながることから、社会の活力を維持するためにも、安心して子育てできる環境の整備とともに、子どもを産みやすい環境づくりや若い人の結婚・出産の意欲を高めることが求められています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
11	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 イ 少子高齢社会の進行	11行目で「求められています」という表現を使っています。このほかにも、本計画を通して極めて頻繁に使っていることが目につきます。自分がどう考えているかを明らかにせず社会のせいにする安易な表現だと思います。政策実施主体としては、「必要です」「重要だと考えます」「取り組まなければなりません」といった、主体的で姿勢や意志を感じさせる表現を用いるべきだと思います。	「(1) 時代の潮流」は、客観的な視点からの記述としておりますので、御意見の表現については、原文のままとします。
12	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 イ 少子高齢社会の進行	12行目で「少子化と同時に高齢化も」と書いていますが、少子化と高齢化は関連のまったく無い、別個の事象ですから、「同時に」という表現は用いるべきではないと思います。	「少子化」と「高齢化」は別の事象ではありますが、現状として、同時に発生していますので、このように表現しています。
13	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 イ 少子高齢社会の進行	14行目で「深刻化する高齢社会」と書いていますが、悪い現象がさらに進むことを「深刻化」というのであって、高齢社会をただちに良くないものと断定するような認識は改めるべきだと思います。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 今後は高齢者の増加だけではなく、後期高齢者や単独高齢者世帯が急増することとなり、国においては高齢者をはじめ国民が安心して暮らせるように持続可能な社会保障制度の改革をめざしています。
14	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 イ 少子高齢社会の進行	14行目、「社会保障制度の改革」は手段であって、最重要課題として位置づけるべきは「高齢者が、そして誰もが安心して暮らせる社会の実現」ではないでしょうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 今後は高齢者の増加だけではなく、後期高齢者や単独高齢者世帯が急増することとなり、国においては高齢者をはじめ国民が安心して暮らせるように持続可能な社会保障制度の改革をめざしています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
15	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 イ 少子高齢社会の進行	16行目、「これに伴い」と書いていますが、「これ」が指しているのは今後の「少子化」「高齢化」の見通しであり、最近または現在の現象と因果関係があるような記述はおかしいと思います。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 こうした少子高齢社会が進むなか、地域においては、コミュニティを維持することが難しくなるところが多くなりつつあり、自治会や活動団体等においても、役員やリーダーなどの高齢化による担い手不足や後継者不足に苦慮しているところが多くなっており、極めて深刻なものとなっています。
16	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 イ 少子高齢社会の進行	19行目、「おり、極めて深刻なものとなって」の部分は、意味も必然性もなく不安を煽る表現に過ぎないので、削除すべきと考えます。	多くの市民から、自治会や活動団体等における担い手不足や後継者不足を深刻な問題として捉えられているとの御意見をいただいておりますので、このように表現したところです。
17	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 ウ 東日本大震災等を踏まえた防災対策	「ウ 東日本大震災等を踏まえた防災対策」は、「時代の潮流」には当たらず、ここで記述する内容ではないと思います。	甚大な被害をもたらした東日本大震災は、私たちの防災やエネルギーのあり方、人と人とのつながりなどにおけるこれまでの考えを一変させた非常に重要な潮流のターニングポイントであると考えます。
18	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 ウ 東日本大震災等を踏まえた防災対策	ウの最初の2行で、主語とすべきは「東日本大震災」というより、その「津波被害」でしょう。巨大地震であれば阪神・淡路大震災などもあったわけですが、東日本大震災は、その甚大な津波被害が、他の大震災にはない要素だと言えます。また、「～をも変えようとしています」と書いていますが、継続的に何か作用を及ぼすわけではなく、あくまで過去の経験であり教訓だったわけですから、「～にも重大な問題を投げかけました」といった表現に改めるべきだと思います。	御意見のとおり、東日本大震災での津波による被害は甚大なものですが、津波だけにとらわれることなく、揺れによる被害も含めて、ここでの主語を、「東日本大震災」としています。また、「～をも変えようとしています」は、津波対策をはじめ、道路整備や地域における自主防災のあり方など、さまざまな分野における防災対策や沿岸部におけるまちづくりのあり方が問われている時期ですので、このように表現しています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
19	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 ウ 東日本大震災等を踏まえた防災対策	「防災対策」と「減災対策」はセットで取り組むべき対策、用いるべき表現であり、「喫緊に防災対策・減災対策の強化に取り組む必要があります」に改めるべきだと思います。	御意見いただいたことと同様な考えから、2ページの25行目以降において、「防災対策の強化を進めるとともに、被害を最小限にとどめるための新たな減災対策が求められています。」としております。
20	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 ウ 東日本大震災等を踏まえた防災対策	「これに対応できる治水・治山のあり方の見直しも」の「のあり方の見直し」は削除すべきであり、また「都市の下排水」も付け加えるべきと思います。	御意見の部分については、今後どのようにしていくかという意味から「あり方」と表現しています。 また、治水には都市の下排水を含めたものとして捉えています。
21	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 ウ 東日本大震災等を踏まえた防災対策	29～31行目の文章は、公助についての記述ですが、自助・共助、あるいは企業市民の役割も重要であり、併せて触れる必要があると思います。	「本市独自の取組」は、「公助」だけでなく、「自助」、「共助」を含めたものとして表記したところですが、御意見を踏まえ、より明確にするため次のとおり修正します。 【修正文】 これら災害への対応など、市民の安全・安心な生活の確保に向けては、市民や企業との協働も含めた本市独自の取組とともに、国や県との密な連携・協力体制による取組を進めることが重要となります。
22	2	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 エ 地方分権の進展	「エ 地方分権の進展」では、地方自治のうち、団体自治のみ述べていますが、住民自治も重要になっていることに言及すべきと思います。	住民自治の考え方については、3ページの2行目以降において、「本市においても、職員の政策形成能力やマネジメント能力を高めるとともに、市民と行政との対話と連携により、市民の自主的な活動を活発にし、地域力をさらに高め、自立した地域経営を実現する必要があります」として記述しています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
23	3	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 オ 環境問題への対応	「オ 環境問題への対応」において、「求められている」という文章は、誰かが求めているものではありません。「エネルギー政策の見直しにより」を受けた表現ですから、「課題になっている」などに改めるべきだと思います。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 東日本大震災による原子力発電所の事故後のエネルギー政策の見直しにより、再生可能エネルギーへの転換が課題となっているほか、地球環境を守るために、廃棄物の削減や自然環境の保全に引き続き取り組むことも求められています。
24	3	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (1)時代の潮流 オ 環境問題への対応	11行目からの文章は、最後の「恵まれた豊かな自然環境の保全と活用」と、それまでの部分で意味が分けられるので、「（ごみの減量化・資源化に）取り組むとともに」は「取り組み」に、「（ライフスタイルを）推進し」は「推進するとともに」に、それぞれ修正すべきだと思います。	ここでは、エネルギーの地産地消やゴミの減量化、そして、そもそも資源の消費を少なくするライフスタイル等による総合力によって、自然環境の保全と活用を図ることが必要としています。
25	3	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (2)住民意識調査 イ 調査の結果について ■定住意向が強い	最後の行、「本市の定住意向」→「本市への定住意向」。	御意見のとおり修正します。 【修正文】 本市への定住意向
26	5	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (2)住民意識調査 イ 調査の結果について	住民意識調査で「今後最も力を入れるべき項目」を選ばせていますが、政策分野は、どれもそれぞれに重要であって、優劣をつけたり、取捨選択すべきものではないと思います。むしろ、市民の支持やニーズの少ない項目を除外していく際には、有効な判断材料になるのではないのでしょうか。	市民ニーズの状況を把握するため、今後最も力を入れるべき項目について施策分野ごとに選択していただいたものであり、御意見のように優劣をつけたりする意図ではなく、施策分野の中における力点を検討する材料の一つとする意図です。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
27	6	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (2)住民意識調査 イ 調査の結果について ■自治会や町内会への参加は約6割	自治会や町内会への参加は約6割と紹介し、その数字をどう評価するかについては述べていませんが、むしろ約4割が参加していないことを問題視すべきではないでしょうか。	御意見のとおり、約4割（35%）が「参加していないということではありますが、ここでは住民意識調査の結果としてどのような活動に参加しているかを記述したものであり、自治会等の現状や課題、そしてこれらに係る施策については、目標別計画の「参加と協働のまちづくり」の「5-1 市民活動の促進」の「第1項 市民活動の推進」において記述しています。
28	7	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (3)データと住民意識調査からみる本市に求められているもの ア 防災・減災対策の強化	「ア 防災・減災対策の強化」では、過去の同様のデータと比較するなどして論じるのならともかく、「東日本大震災の被害状況を踏まえ」とか「東日本大震災により」などと根拠もなく決めつけるような記述はやめるべきだと思います。また、このパラグラフの最後で「～が求められています」と書いているのも、住民意識調査その他のデータで明確な裏付けがあればよいですが、単なる推測に過ぎないのであれば、適切ではありません。なお、「防災・減災対策」という表現は「公助」だけを念頭に置いているように受け止められるので、「防災安全性の確保」などに改めてはどうでしょうか。	平成17年度に実施した前回の住民意識調査と比べ、「災害に強いまちの推進」が重要であるとの意見が多くなっている結果がでており、東日本大震災を機に市民の意識が変わっていることが伺えます。 また、市民の皆様との意見交換において、東日本大震災からの防災・減災対策の意見が多くあります。「防災・減災対策」という表現においては、「自助」、「共助」、「公助」の視点も含むものとしています。
29	7	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (3)データと住民意識調査からみる本市に求められているもの イ 暮らしの安心の確保	「イ 暮らしの安心の確保」の最後の段落において、「拠点的な」と「各地域において」が対立軸であるような書き方をあえてしていますが、その必要はないと思います。要するに、サービスの充実が必要だ重要だということではないでしょうか。また、この段落の最初と最後の「こうした状況を踏まえると」と「求められています」は文章としてかみ合っておらず、最後は「重要だと考えられます」などに改めてはどうでしょうか。	「拠点的な」と「各地域において」は、対立軸としているのではなく、「拠点」機能を活かした地域の医療・福祉の充実という意味での表現としています。 また、御意見を踏まえ、「(略) 環境づくりが求められています。」の記述については次のとおり修正します。 【修正文】 こうした状況を踏まえると、拠点的な医療・福祉機能だけではなく、各地域において身近で医療・福祉サービスが受けられる、安心して暮らせる環境づくりが重要だと考えられます。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
30	7	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (3)データと住民意識調査からみる本市に求められているもの ウ 地域の魅力を活用したシティプロモーションの展開	「ウ 地域の魅力を活用したシティプロモーションの展開」において、8行目の「潜在的に」はことさらに書く必要がないと思います。また、「情報メディアの～」の段落は、データや住民意識調査に基づいた記述ではないと思われるので、根拠を示すか削除すべきだと思います。	御意見のとおり、「潜在的に」を削除します。 また、「情報メディアの（略）」の段落は、一般的な認識であり、シティプロモーションの背景として、このように記述しています。
31	8	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (3)データと住民意識調査からみる本市に求められているもの オ 地域コミュニティの維持・活性化	「オ 地域コミュニティの維持・活性化」において、「これらの地城（＝芸濃地域、香良洲地域）では、人口減少傾向が加速し」と書いていますが、芸濃地域ではH22－H17で人口は増加しています。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 また、芸濃地域、香良洲地域、一志地域でも高齢者人口（65歳以上）は25%を超え、特に美杉地域、美里地域、白山地域、香良洲地域では、人口減少が加速し、人口規模の小さい区域が増えています。
32	8	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (3)データと住民意識調査からみる本市に求められているもの オ 地域コミュニティの維持・活性化	「本市へ転入、また、本市から転出される方からその理由やニーズを把握するための調査を行い」と書いていますが、そのような調査は、本計画策定に向けた住民意識調査等において行うべきだったのではないのでしょうか。この記述のとおり今後調査を実施するのであれば、その結果は何に反映するのでしょうか。	調査結果は、本計画における定住の促進に係る施策をより効果的に実施するための各事業において、反映することとしています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
33	8	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (3)データと住民意識調査からみる本市に求められているもの オ 地域コミュニティの維持・活性化	地域のコミュニティの維持・活性化のために「市外からの移住の促進を行うなど」と対策を述べていますが、人口減少に伴うコミュニティ維持困難への対策は、原因や効果をよく吟味・分析して立案すべきであり、安易に外部から物理的に人を移せばうまくいくかのような考え方は適切ではないと思います。	御意見のとおり、様々な原因があり、それに対応した施策に取り組んでいく必要があります。ここでは、その対応の一つとして、分かりやすくするため、移住の促進を掲げているものです。
34	8	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (3)データと住民意識調査からみる本市に求められているもの カ 公共施設の適正な管理と運用	「こうした充実した施設は、維持管理費の増大につながり」とネガティブに書くことは必ずしも適切とは言えません。「こうした充実した施設水準は、それら施設の維持管理費がかさむという一面も有しており」といった表現に改めるべきではないでしょうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 一方、施設の充実は、多額の維持管理費を要する面もあり、厳しい財政状況が続く中で、現状の施設をそのまま維持管理することは将来的には困難になることが予想されます。
35	8	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (3)データと住民意識調査からみる本市に求められているもの カ 公共施設の適正な管理と運用	「現在の施設をそのまま維持管理することは将来的には困難になる」と記述していますが、利用状況やニーズと比較して過剰な状態になれば「そのまま維持管理」することが不適切であり、財政的に余計な負担となるということであって、必要な施設であるならば、その維持管理コストは当然、負担していかなければならないと思います。	御意見の視点も含めて、施設の維持管理の考え方については、後段で公共施設の適正な管理と運用として考え方を記述しています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
36	9	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (3)データと住民意識調査からみる本市に求められているもの カ 公共施設の適正な管理と運用	2行目の「計画的な長寿命化」という表現は意味がはっきりしません。	ここでの「計画的な長寿命化」とは、「著しく壊れる前の段階で計画的に修繕することや設備等を適切に更新することで施設の長寿命化を図ること」を意図しています。
37	9	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第1項 計画策定にあたって 3 計画策定の背景 (3)データと住民意識調査からみる本市に求められているもの カ 公共施設の適正な管理と運用	施設の管理運用において、状況に応じて、建替え、改修、模様替え、減築、除却等も、重要な手段として当然記述すべきであり、お金のかかるハード面での対策を意図的に避けているのは不適切だと思います。	建替えや改修などのハード面の対策については、長寿命化を行った上での再編に含めて記述したものです。
38	10	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 1 合併の意義	「1 合併の意義」の2行目の「少子高齢社会」は、社会情勢の変化のひとつとして表現するのなら「少子化・高齢化の進展」と表現すべきだと思います。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 平成の大合併といわれたこの政策は、少子高齢社会の進行や(略)
39	10	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 1 合併の意義	同じく6行目の「広域化する住民ニーズ」とは意味が分かりません。高度化の間違いではないでしょうか。	「広域化する市民ニーズ」については、合併したことにより、市域が広域化し、それぞれの地域の現状を踏まえた、さまざまなニーズがあるとの認識から表現したのですが、多様なニーズに含まれますので、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 「広域化」を削除

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
40	10	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 1 合併の意義	「1 合併の意義」の項においては、最後の3行は不要だと思います。	後期基本計画の策定に当たっての合併の意義を踏まえ、市民にとってどうあるべきかを記述したものです。
41	10	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 2 合併後のまちづくり (1)基本構想を踏まえたまちづくりの方向性	下から5行目の、「時代の潮流」を修飾する「依然として厳しい状況が続く」は不要であり、削除すべきだと思います。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 また、同基本構想では人口減少社会を見据え、平成29年度の想定人口もまちづくりのための適正な人口規模として28万人から30万人までと柔軟な設定としているほか、人口減少や少子高齢化の進行、再生可能エネルギーを含めた環境問題など時代の潮流も踏まえており、策定時からこれまでの社会情勢の変化の中にあっても、基本的なまちづくりの方向性として対応できるものとなっております。
42	11	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 2 合併後のまちづくり (2)合併からこれまでの実績の確認と検証	津市にとって最重要課題にこの程度（開催頻度、情報伝達）から何をもって広く市民の意見を聞き入れているのですか ・・・整理は削除すべき。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正分】 そして、前期基本計画では、本市の将来像を実現するまちづくりの方向性や施策体系を明らかにしていますが、後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画の点検を行うとともに、津市総合計画審議会及び各地区地域審議会で行われた確認と検証を踏まえました。 また、津地区合併協議会において「新市まちづくり計画に係る市町村長間の合意事項」として本市に引き継がれた事業（いわゆる「合併合意20事業」）については、市政を取り巻く状況の変化やこれまでの取組状況、課題等を踏まえ、確認と検証を行いました。
43	11	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 2 合併後のまちづくり (3)新市まちづくり計画との関係	「(3)新市まちづくり計画との関係」の項で、「新市まちづくり計画」はビジョン、「総合計画」はその詳細かつ具体的な内容を示したものの、という関係にあると言って大丈夫でしょうか。総合計画（基本構想）と基本計画はそのような関係だと言えるかと思いますが。	新市まちづくり計画のビジョンを踏まえ、総合計画基本構想を策定したところであり、その基本構想に基づき、基本計画において、そのビジョンをより詳細に具体的な内容を示したものであるという関係にあると捉えています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
44	11	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 2 合併後のまちづくり (3)新市まちづくり計画との関係	「集大成をめざす」「集大成を行った」と書かれています。そもそも意味がはっきりしませんが、そのように力が入った表現が相応しいのでしょうか。	合併後10年間という計画期間を持つ新市まちづくり計画に込められた地域の方々の思いや期待を尊重し、行政としては集大成をめざすことが、この期間における市としての重要な責務であるとの考えからこのように表現しています。
45	11	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 2 合併後のまちづくり (3)新市まちづくり計画との関係	新市まちづくり計画と総合計画の期間の2年のずれは、当然生じるものであり、何も無理に屁理屈を立てて言い訳する必要などないので、その部分の記述は削除してよいと思います。「次のまちづくり（で）」も、妙に力が入った表現ですが、単に「今後」でよいのではないのでしょうか。	現在、本市においては、新市まちづくり計画と津市総合計画の2つの計画があります。そして、現在の総合計画は、合併時に策定された新市まちづくり計画を踏まえ策定されたものであることから、この関係性を明確にしたものであり、この2年間は、新市まちづくり計画の最終年以降の平成28年度と平成29年度を示すものです。 また、次のまちづくりとは、新市まちづくり計画を踏まえて策定した現在の総合計画の計画期間が平成29年度となっていますので、平成30年度以降の次期総合計画におけるまちづくりという意味で表現しています。
46	11	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 2 合併後のまちづくり (3)新市まちづくり計画との関係	③の「～ビジョンの序章となる」という記述は文学的な表現ですが、実際には何のことか分からず、論理性が求められる基本計画においては意味不明瞭だと思います。	平成30年度以降の次期総合計画におけるまちづくりのビジョンについて表記しているもので、新市まちづくり計画を推進・達成しながら、新たな発想を育んでいく期間という意図で記述しています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
47	12	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 2 合併後のまちづくり (3)新市まちづくり計画との関係 3 これからの津市のまちづくりとくらし	このページに「整理する」という表現が2度ほど出てきますが、その意味がはっきりしません。「明確にする」「記述する」「見直す」など、意味のはっきりした表現に置き換えるべきだと思います。	ここでは、現在本市には、まちづくりの根幹となる計画として、「新市まちづくり計画」と「津市総合計画」が計画期間を共有していることから、それらの位置付けを整理し、後期基本計画の位置付けを明確にしていますが、御意見を踏まえ、この旨を明確にするため、次のとおり修正します。 【修正文】 (P12 7行目) 2 合併後のまちづくり (3)新市まちづくり計画との関係 (略) 以上のことを踏まえ、後期基本計画の戦略的位置づけを明確にするとともに、後期基本計画の策定に当たっては、市政を取り巻く情勢のほか、以下の3つの視点を踏まえました。 (P12 24行目) 3 これからの津市のまちづくりとくらし (略) 第2章において、今回総合計画の基本構想に掲げる5つのまちづくりの目標として、これからの取組について示していますが、 (略)
48	13	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 3 これからの津市のまちづくりとくらし (2)市民の心をつなぐ	「(2)市民の心をつなぐ」の項で、「高齢者の増加に相反しそれを支える若者が減少しており」という表現がありますが、若者は高齢者を支えるためだけの存在ではなく、この表現は誤解を受けることから見直すべきだと思います。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 我が国では、全国的な人口減少が進むとともに、若者が減少し高齢者が増加する人口構成になってきており、介護老人福祉施設等の整備や福祉サービスの充実だけではなく、若者と高齢者が支えあう環境づくりや障がい者（児）だけでなく誰にでもやさしく、参加しやすいまちづくりが求められています。
49	13	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 3 これからの津市のまちづくりとくらし (2)市民の心をつなぐ	「人口減少」や「若者の減少」と、「誰にでもやさしく、参加しやすいまちづくり」とは、論理的につながらないと思います。	人口が減少し、また若者が減少し、高齢者が増加する人口構造を踏まえると、それぞれの人が、できるだけ自立し、その人に可能な社会的役割を担いながら、お互いに助け合う土壌をつくるためには、お互いに尊重し合うことが大切と考えています。その基礎となるものとして誰にでもやさしい社会や基盤づくり、参加しやすいまちづくりが重要と考えています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
50	13	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 3 これからの津市のまちづくりとくらし (3)市民のくらしを創る	「(3)市民のくらしを創る」の2つ目の段落(また、～)は、「何のために」「なぜ」が欠落しています。	2つ目の段落は、1つ目の段落の「市民や地域の生活を支える基盤として」を受けたものとしていますが、御意見を踏まえ、分かりやすくするため次のとおり修正します。 【修正文】 市民や地域の生活を支える基盤として、現在取り組んでいる（仮称）津市産業・スポーツセンター、新斎場、新最終処分場・リサイクルセンターの整備、名松線の全線復旧、道路交通網や上下水道などの施設整備は、着実なる推進が求められており、また、市内経済の活性化や地域の経済基盤の維持のための企業誘致の促進や起業家の育成、農業従事者の意欲低迷の原因にも掲げられる獣害への対策、人口減少対策としての子育て・子育ての環境整備も必要です。
51	14	(P14) 第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●津地域が望む将来像（津地区地域審議会からの意見） (P49) 第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-3 快適な生活空間の形成 第3項 緑化の推進と公園緑地の整備	①空店舗が増え活気が失われつつある等の実態把握については同感であるが、将来像に向けての取り組みには異議がある。 ②緑地が市民の生活と結び付いて、日常的な交流の場となれば人の流れができる。管理しているだけでは公園の意味がない。	※①の御意見に対する考え方 各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。 ※②の御意見に対する考え方 身近な街区公園等におきましても、乳幼児連れの母親や、お孫さんを連れのお年寄りなどが集いやすいよう公園の再整備を行い、子育て支援部局などとも連携を図りながら、世代を超えた交流や、子育て支援の輪が広がる公園づくりに取り組んでいきます。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
		(P64、65) 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災対策の強化 (2)津波対策の推進 (4)避難体制の強化	③1 避難場所がなかったり、住居から遠い学校が指定されていたりする地区がある。 2 高層ビルの指定も一般市民は知っているのだろうか。市内全体の避難場所マップも必要ではないか。災害は時や場所を選ばない。	※③の御意見に対する考え方 ③1の御意見の趣旨を踏まえ、(2)津波対策の推進の②津波避難協力ビルを修正し、新たに③津波緊急避難場所の記述を追記するとともに、2の御意見の趣旨を踏まえ、「海拔・標高・誘導表示」の項目に次のとおり追記します。 【修正・追記文(③1の御意見に対応)】 ②津波避難協力ビル ・津波避難期ビルに加えて、利用に時間的制約のある津波避難協力ビルの指定を進めます。 ③津波緊急避難場所 ・津波による浸水が予測される地域等において、学校等の屋上を避難場所として有効に活用するため、屋上フェンスや外付け階段の整備及び改修を行います。 ・津波からの避難に活用ができる公共施設や民間施設が存在しない地域においては、平常時から有効に活用でき、かつ災害時に津波避難が可能となる高台公園等による公共施設の整備を検討します。 【追記文(2の御意見に対応)】 ・市民が安全な場所に速やかに避難できるよう、避難所、一時避難場所及び避難経路を広く周知します。
		(P92) 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-3 地域福祉社会の形成 第2項 高齢者福祉の充実	④確かに高齢者は増える。しかし、生きがいをつけて元気に年を重ねている高齢者も増えてきている。 中国の古事にもあるように高齢者の知恵と心を活用する方策が要る。あてがう事だけが人生の褒美ではない。 その為にも憩い、克己しつつ活動できる施設とそれの充実を求める。	※④の御意見に対する考え方 当該御意見については、今後、各種関連施策の具体化を図るうえで参考とさせていただきます。
		(P132) 3 豊かな文化と心を育むまちづくりの重点施策 新中央公民館の展開	⑤センターパレスに継ぎ接ぎ移転した現状に対して、多くの市民は不満をもち、嘆いている。そうした市民にとって、唯一夢をもつ施策である。公民館は単に、稽古ごとをするだけの場ではない。あらゆる面で社会人を育てる人材育成の宝庫になることを信じる。 しかも①～⑤は、連携して津市に人の流れをつくる基盤になること必須である。	※⑤の御意見に対する考え方 今回の中央公民館の施設整備につきましては、一時的な移転でなく、長期的な視点で整備を進めました。 津センターパレスは、公共交通機関の利便性や、多様な施設の集約による交流機能の確保、またそのことによる利用者層の多様化への期待など、単独の施設では得られない総合的な生涯学習機能の確保が図れるというメリットがあります。 それらを活用し、新たな中央公民館のあり方として、公民館が関係部局や各種団体と連携して、社会的・地域的な課題を解決するための「地域力」の向上に取り組み、人づくり・まちづくりの拠点となることを目指します。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
			(補 足) 5点の要素を繋ぎ、案を生かして『文化・憩い・防災』の目的をもつ複合施設を新築されたい。場所の選択には心していただきたいが、敢えて希望を言えば①警察跡地または②現在の津市体育館の跡地活用を推挙する。…理由… ①警察跡地の場合 中央公民館・社会福祉センター等複合施設は、かつて平成25年に着工する予定であった。しかし、文化財審議会の意向によって中止になった。が、対話の結果、審議会委員の説明は教育委員会の説明と一致しない点があった。加えてセンターバレスに継ぎ接ぎ移転しつつある現状は、到底、公民館・社会福祉センターの体無くその不十分さは枚挙に遑がない。④⑤に示した公民館、社会福祉センターと堅牢な災害時避難場所をもつ複合施設の新築を提案する。 ②体育館跡地を考えた場合 1 体育館の跡地を殺風景な駐車場にするよりも、大門、R23沿い、津新町駅と放射線状に連携する町並みができる。人々の往来が必然的に商店を誘引するであろうし、当然、賑わいができる展望がある。 2 体育館の跡地周辺の美しい緑地帯は、津市中心部としては貴重な地域である。四季ごとを彩る木々は、樹齢を重ねて命の輝きと生きる強さで、人々を魅了する。 町の賑わいを戻すのに必要なのは、人の流れをつくることである。人の流れは生活に結びついてできるものであることを考慮されたい。 幸い警察跡も、体育館跡も、市有地でありそれぞれ特徴をもつ緑地帯、公園ではないか。 こうした複合施設が出来れば、終日、子どもをはじめ老若男女が出入りして活気が溢れるであろう。本当は児童館も地下室よりは、こうした場所を選ぶべきなのではないか。	

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
52	14	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●津地域が望む将来像（津地区地域審議会からの意見）	コミュニティ施設の設置 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、自治会活動に対して多大のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、表記『コミュニティ施設の設置』につきまして、下記理由により施設設置の要望を致しますので、何卒津市総合計画に組み込んでいただきますよう、倍旧のご配慮を賜りたくよろしくお願いいたします。 1. 自治体活動の拠点となる施設 ①「新町会館」は、他地区からの利用もあって稼働率の高いのは良いが、37自治会の活動に制約が出ている。駐車場も4台分ではいかにも少なく、活動の場の拡充が課題である。 ②新町地区約4500世帯、中でも年々増加しつつある高齢者を始め、住民の憩いの場を確保したい。 また、現在ホテルの大広間を借りて催行している「敬老行事」も、約230名が限度であり、今年の参加約220名を考えると数年先が心配となる。 ③JR、近鉄線以西に「橋北、橋南、敬和公民館」的な施設が無く、比較的近い場所にある中央公民館も離れてしまい、カルチャー活動の利便性に乏しい。 ④谷川神社西の安濃川右岸は、丁度湾曲部に当たり一番水圧の影響を受ける場所であり、水位の上がりやすい場所でもある。 特に最近では、初めての避難準備、勧告も発令されていて、実際数名が新町小学校に避難している。ゲリラ的な集中豪雨の中、高齢者の避難を想定した時、やはり直近の避難所が望ましい。南北押加部、西古河町第三、四は、この右岸に近く避難に際しては、困難が予想される。	津地域におけるコミュニティ施設の設置につきましては、重点プログラムである地域かがやきプログラムの東部エリアにおいて、「(3) 市民力の拠点形成」において拠点づくりを推進することとしているほか、「(9) 歴史文化の賑わいの創出」において、歴史的資産を活用した市民参加による賑わいづくりを掲げています。 また、谷川士清の顕彰施設については、谷川士清が生まれ育った場所に所在する国史跡谷川士清旧宅において、谷川士清の関係資料を展示し、顕彰する施設としていますことから、「3 地域かがやきプログラム」「① 東部エリア」「(9) 歴史文化の賑わいの創出」においても谷川士清についての記述を、次のとおり修正します。 【修正文】 (9) 歴史文化の賑わいの創出 ・一身田寺内町の環濠や町並みなどの地域の文化を感じさせる景観や谷川士清などの歴史的人物等を活用し、市民のまちづくりへの参加を進めることで、賑わいや訪れる人への思いやり、おもてなしを創出します。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
			2. 谷川士清翁顕彰施設 ①市政を布きながら郷土資料館的な施設の無いのは、国内で津市のみだそうである。近頃は町単位で資料館を設置し、小学校教育の一環として郷土史啓蒙に役立てている現状を思うと、地元の偉大な先人、士清翁を擁する津市に顕彰施設が無いのは、残念でならない。 自治会としても、新旧混合、転入転出の多い住民構成の中で、いかにこうした偉業を継承していくか、地域のバックボーンとしての求心力を考えると、深遠の心もとなさを感じる。 3. 施設の概要 自治会地域活動の拠点となる施設（公民館を含む）と、士清翁顕彰施設の機能を持つ設備。つまりコミュニティ施設として、350人程度収容可能な大ホール（敬老行事として使用し、通常はパーティーション等で仕切り、カルチャー講座として使用）、和室（囲碁、将棋、お茶、生け花等）、高齢者が憩える喫茶室、士清翁関係の資料展示室等、他に駐車場の設置を要望したい。	
53	14	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●津地域が望む将来像（津地区地域審議会からの意見）	下から9行目からの段落は、「であるとともに」という接続詞の前の部分がプラス評価なのに、後ろの部分はマイナス評価となっており、全体の文意が分かりにくくなっています。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
54	14	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●津地域が望む将来像（津地区地域審議会からの意見）	下から2行目、「高齢化に対応した交通システム」と書いていますが、それが具体的にどういうものか市民にも分かるような表現にすべきだと思います。もし単なる願望を表現しただけなら、無責任に書くべきではないと思います。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。
55	15	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●津地域が望む将来像（津地区地域審議会からの意見）	4行目、「人材育成が必要」である根拠が、文章からは読み取れません。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。
56	15	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●津地域が望む将来像（津地区地域審議会からの意見）	7～8行目、「全住宅の早期耐震化」と書いています。これだと100%耐震化を意味しますが、平成27年度末までに耐震化率90%という目標と矛盾はしないのでしょうか。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
57	15	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●津地域が望む将来像（津地区地域審議会からの意見）	この項の末尾は「めざします」と力強く書いていますが、主語から行政が外されているのはいかなるのでしょうか。「行政と地域の住民が連携協力しながら」といった表現をどこかに挿入すべきだと思います。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。
58	15	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●久居地域が望む将来像（久居地区地域審議会からの意見）	「●久居地域が望む将来像」において、「（古き良き地域性の）維持が難しくなってきた」「（古き良き地域性の）維持が難しくなってきた」を「維持向上させていく」ためには、今までやっていたこと以上のことや、今までやっていなかったことをやる必要があるわけですが、実際の記述は精神的なことしか書かれていません。これらは今も既にやっていることではないのでしょうか。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。
59	15	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●久居地域が望む将来像（久居地区地域審議会からの意見）	当地域は「地震の心配も少なく」と書いていますが、これは言えないのではないのでしょうか。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
60	17	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●芸濃地域が望む将来像 (芸濃地区地域審議会からの意見)	下から2行目で「次のような取組が必要です」と書けば、次の(1)以降で再び「必要です」を繰り返す必要はありません。 また、(4)のあとの「以上のような～」の2行は重複するので不要だと思います。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。
61	18	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●芸濃地域が望む将来像 (芸濃地区地域審議会からの意見)	1行目の「、保護者のニーズ等を考慮し、国の動向を踏まえた取組が必要です」は不要であり、「を図ります。」で十分ではないでしょうか。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。
62	18	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●芸濃地域が望む将来像 (芸濃地区地域審議会からの意見)	(2)の「また」以降の2行の文章は、どうするのか何も書いていないので、書く意味がないと思います。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
63	18	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●美里地域が望む将来像 (美里地区地域審議会からの意見)	「●美里地域が望む将来像」の4行目、「長期的な視野にたった」は必要ないと思います。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。
64	18	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●美里地域が望む将来像 (美里地区地域審議会からの意見)	同じく7行目で「水の大切さ、いわゆる森の大切さ」と書いていますが、「水の大切さ」と「森の大切さ」は基本的に異なるのではないのでしょうか。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。
65	19	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●香良洲地域が望む将来像 (香良洲地区地域審議会からの意見)	「●香良洲地域が望む将来像」の冒頭の7行は一般論であって、書く必要ないと思います。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
66	20	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●一志地域が望む将来像 (一志地区地域審議会からの意見)	下から11行目、「とことめの里一志周辺整備としたまちづくりを進める」の「としたまちづくり」は削除すべきではないでしょうか。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。
67	21	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●白山地域が望む将来像 (白山地区地域審議会からの意見)	「●白山地域が望む将来像」の文章だけ、「いただきたい」「図られたい」「進められたい」など、要望書の文面になってしまっていますので、将来像に関する記述に修正すべきだと思います。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。
68	22	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●美杉地域が望む将来像 (美杉地区地域審議会からの意見)	「●美杉地域が望む将来像」の2行目、「推進」は何の推進か分かりません。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
69	23	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第2項 これまでの歩みとこれからのすがた 4 地域が望む将来のすがた ●美杉地域が望む将来像（美杉地区地域審議会からの意見）	4行目の「地域福祉を充実させるための先進的な試み」とはどういうものか、もっと具体的に書かないと意味がないと思います。	各地域が望む将来像に係る記述については、各地区地域審議会からの思いをそのまま受け止めることとして、まとめられた原文を尊重し掲載しています。 その旨をわかりやすくするため、次のとおり「4 地域が望む将来のすがた」の記述部分を修正します。 【修正文】 各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです（平成24年9月25日付けでまとめられた各地区地域審議会からの意見を原文のまま記載）。
70	24	第1章 津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方 第3項 計画フレーム 2 人口	「目標値」という言葉を使っていますが、人口が政策の目標に位置づけられるのはおかしいのではないのでしょうか。政策を実施した結果、人口が増加する場合もあるだろうし、特に人口には影響が出ないものもあると思います。	住みやすく活力のあるまちには多くの人が集まる都市となり、後期基本計画に掲げた施策を着実に推進することで、結果としてすう勢値に対し、人口が増加するものと考えています。このことから、後期基本計画に掲げた施策の推進の結果を図る指標として人口を捉え、目標値としています。
71	28	(P28) 施策体系図（目標別計画） (P182) 第2章 目標別計画 5 参加と協働のまちづくり 5-2 市民との協働の推進 第1項 市民との対話と連携の推進	目標計画・主な取組み施策に「県都市津市」として地方分権の推進を明記すべき。 (P28、P182、P184、P186)	御意見のとおり、地方分権への対応を図っていくことは、重要であります。このことから、計画案の2ページに計画策定の背景における時代の潮流の一つとして「エ 地方分権の進展」において考え方を整理したところです。 また、地方分権の推進にあたっての基本となる住民主体の行政を推進するため、182ページから185ページにおいて「市民との対話と連携の推進」及び「総合支所と地域住民との協働（修正前：「総合支所による地域住民との協働」）」として、その取組を掲げるとともに、224ページの「第5章 計画を推進するために」の「第2項 行政経営システムの構築」において、「4 地方分権の推進」として、（1）権限移譲及び（2）都市間連携の取組を記述しておりますが、地方分権時代における行政としてのあるべき姿について、225ページ「第5項 望まれる基礎自治体を目指して」として総括したところです。 御意見を踏まえ、さらに明確に示すため、「第5章 計画を推進するために」の第5項 望まれる基礎自治体をめざして（P225）に、次のとおり地方分権の記述を加え修正します。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
		(P184) 第2章 目標別計画 5 参加と協働のまちづくり 5-2 市民との協働の推進 第2項 総合支所による地域住民との協働 (P186) 第2章 目標別計画 5 参加と協働のまちづくり 参加と協働のまちづくりの重点施策 ・・・目標計画・重点施策		※225ページの「第5章 計画を推進するために」「第5項 望まれる基礎自治体をめざして」の21行目を修正。 【修正文】 （略）そして、地方分権がさらに進み、基礎自治体の権限と責任が大きくなるなかで、市民のための行政としての責務を果たし、理想とするすがたに向けた努力を一つ一つ積み重ねていくことが、（略）
72	30	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり	P30 1.美しい環境と共生するまちづくりに於ては、自然環境を守り、市民が安全、安心な生活を送ることの重要性が述べられています。 P41では大気や水質などの自然環境の維持や、衛生的で安心できる地域環境の形成も述べられています。 これらの観点が総論であれば各論もその方向であってほしい。 住居のそばで年がら年中煙を出し続ける長谷山の産廃処理施設は住民にとって何の利益もない。撤退こそが総論を実現する道であると考えます。	公害の未然防止や良好な生活環境の保持を図るため、県や関係機関と連携して公害発生源への監視・指導を行っていきます。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
73	44	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-3 快適な生活空間の形成 第1項 住環境の整備 【現状と課題】	【現状と課題】の4つ目の○で、耐震改修やバリアフリー改修を促進させるためには、啓発だけでは不十分であり、助成金・補助金を有効活用すべきことを書き加えるべきだと思います。	御意見を踏まえ、「現状と課題」を次のとおり修正します。 また、「施策の内容」については、目標別計画においてそれぞれについて記述しています。 【修正文】 ○住宅ストックを有効活用するためには、耐震診断の受診や支援制度の活用を含め、耐震改修、バリアフリー改修などを啓発する必要があります。 (耐震改修等の支援制度に対する記述：68ページ) 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化 (8)予防力の強化、①建築物の耐震化 (バリアフリー化に対する記述：98ページ) 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-3 地域福祉社会の形成 第3項 障がい者（児）福祉の充実 (4)安心した暮らしのできる地域基盤づくり
74	50	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-3 快適な生活空間の形成 第3項 緑化の推進と公園緑地の整備 (1)緑化の総合的な推進 (2)まとまりある緑の創出 (3)緑化推進の展開	極端に緑地の少ない旧津市街地では街路樹、小さな児童公園の樹木も大切です。 ☆落ち葉対策と称しての枝打ちをやめる。他の自治体を学んでほしい。 京都 観光客を迎える早朝の清掃隊（高齢者就労） 盛岡 枝打ち予算は落ち葉掃き予算に 東京 景観のため落ち葉を掃かないよう要請（明治神宮） ☆街路樹 枯らして再生する費用より干ばつ。水やりをして下さい。街路樹がなくてバス停は炎天です。 ☆市民の協力を呼びかける。 記念樹 誕生、入学、就職、成人、結婚等記念植樹をすすめる。公共の植樹公園も用意する（土地のない人も多い）。 生垣 ブロック塀を板塀や生垣に代えるおすすめと支援を行う。 木かげにベンチを 街に木かげをふやしてベンチを置いて高齢者の憩いの場を	都市緑化の推進には、公共による緑化と同時に市民の皆様による緑化が非常に重要と考えています。 そのため、津市緑化基金等を活用して記念樹の配布や、生け垣用苗木の配布を行うなど民地の緑化を進めるとともに、自治会や各種団体などが、公園などの公共空間に対して行う緑化活動に対して花苗等の支援を行う緑化美化運動を推進しています。 道路・公園内にある樹木の剪定につきましては、落ち葉対策だけでなく、敷地境界を越えて民地に進入している枝や道路にはみ出て交通や電線等に影響を及ぼしている枝についても剪定しています。また、樹木が大きくなりすぎると、台風等の強風で樹木が倒木することあり、このことから樹木を剪定し、適当な大きさに管理することは必要と考えています。 より多くの市民の皆様が、緑化に対する意識や意欲を高めていただき、都市緑化の推進に御協力をいただけるよう緑化事業を展開するとともに、頂いた御意見を参考に事業を推進していきます。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
75	58	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-4 生活基盤の整備 第3項 生活道路の整備	高度経済時代に立てかけ大半が所謂耐久年数を超過している橋は修理補強ではなく、新しく架け替えが必要です。よって耐久年数を超過している橋については架け替えを推進していく文言を挿入して下さい。	道路・橋梁の維持修繕事業については、目標別計画「4 活力のあるまちづくり」に記載されていることから、御指摘の文章は原案のままとし、「4 活力のあるまちづくり」「4-2 交流機能の向上」「第2項 道路ネットワークの整備」「(3)道路の適切な維持管理」「② 道路・橋りょうの計画的な維持・管理」(P158)において、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 ・道路・橋梁について、道路運用管理の徹底を図るとともに、道路舗装の補修、道路施設の点検、老朽化の程度に応じた修繕や架け替えの検討など、計画的かつ適切な維持・管理を実施します。
76	59	第2章 目標別計画 1 美しい環境と共生するまちづくり 1-4 生活基盤の整備 第4項 墓地の維持管理と新斎場の整備 (2)新斎場の整備	津市は合併時に旧津市でたよりにされ活用されていた葬祭事業を廃止した。市民は高額な民間業者にたより苦しんでいる。 現在は住宅内での葬祭が困難になっているので、市の新しい斎場には家族葬等小規模葬の会場を必要数準備してほしい。 "二室では足りない、先をみこして下さい。	葬儀式場数は、現在、市営津斎場において1室整備していますが、今後の需要の増加及び葬儀の変遷状況などを考慮し、2室整備することとしています。 今後は、利用料金、利用時間等の検討を進め家族葬として市民の皆さまにご利用いただけるよう整備していきます。
77	61	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化	タイトルの「終わりのなき防災施策の強化」は、ただがんばり続けるという姿勢が前面に出過ぎていますが、姿勢よりも結果を出す「実効性」の方がはるかに重要です。従って、「十分なレベルの防災施策の強化」といった表現に改めるべきだと思います。	防災施策は、東日本大震災による被災状況をみても、これまでの防災対策のあり方を大きく変えることとなりました。東海、東南海・南海地震がいつ起こってもおかしくないとされる中、市民の命、財産に関わる防災対策は、「十分なレベル」ということではなく、これまでの経験を踏まえた対策強化に取り組み、さらに過去の経験から予測されない状況が起きる可能性といったことも踏まえ、常に、見直し、対策を行っていくことが必要です。 このことから、原文の記載については、公共としての対策にしっかり取り組んでいくとともに、「共助」、「自助」といった、観点も含め、総力をあげて取り組んでいく姿勢をいち早く示したものです。
78	61	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化 【現状と課題】	2つ目の○において、「平成24年8月の内閣府の公表では、本市の最大震度7が想定されています。」は冒頭に移し、その後の「今後においても」以下は重複するので不要だと思います。	前段部分は、三重県の想定する「M8.7」への現在の取組を記述したものであり、後段は平成24年8月の内閣府からの新たに公表された想定に対して、今後も引き続き現在の取組を進めていく考え方を記述しています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
79	61	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化 【現状と課題】	3つ目の○において、三重県が想定する巨大地震として「M8.7」と「M9.0」の二通りが書かれていますが、どちらが正しいのでしょうか。また、「津波避難計画」に関しては、「作成支援の取組を進め」の次に「るとともに、実効性確保のための支援を行う（必要があります）」を追加してはどうでしょうか。	巨大地震の二通りの想定につきましては、頂いた御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 また、「津波避難計画」につきましては、現状と課題を記載したものであり、御意見の実効性確保のための支援等の内容につきましては、津市地域防災計画で記載しています。 【修正文】 ○迅速かつ安全な津波避難体制を確立するため、平成16年に三重県が発表した巨大地震（M8.7）の津波による浸水が予測される地域の小学校区単位での自主防災組織や自治会のリーダー研修会を開催し、その後、各学校区内の単位自主防災組織や自治会による津波避難計画の作成支援の取組を行っています。今後においても、平成24年に三重県が発表した東日本大震災と同等規模の巨大地震（M9.0）の津波による浸水が予測される地域の小学校区単位でのリーダー研修会を開催し、津波避難計画の作成支援の取組を進め、一人ひとりの避難計画作成を促進していく必要があります。
80	61	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化	津波避難に関しては、「津波による人的被害を完全に防ぐことを目指し、」というフレーズを挿入することが望ましいと思います。「支援する」だけでは、目標も、市の責任も、不明確です。	P61からP62は【現状と課題】を記載したものであり、これらを踏まえてP63の【施策の内容】(1)災害対応力の強化、①地域防災力の強化において、「大規模災害からの被害を軽減するためには、国・県・市の「公助」とともに、「自助」・「共助」が不可欠です。そして自分の身を自分の努力で守る、「自助」、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、組織的に取り組む、「共助」による地域の防災力と、「公助」が連携することで被害の軽減を図ることができることから、それぞれの役割を明確にし、防災対策に取り組むことで災害対応力の強化を進めていきます。」と記載し、この考え方を基本として津波対策をはじめとして各施策を今後進めていきます。
81	61	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化 【現状と課題】	4つ目の○には、「避難しようとする人全員が避難できる場所を確保できるよう」を挿入することが望ましいと思います。	本市における津波避難の考え方は、「より遠く、より高く」へ避難していただくことを基本としておりますが、東日本大震災の教訓を踏まえ、避難が遅れた住民の方、救助活動に従事する方などの対策についての基本的な考え方を記述しています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
82	62	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化 【現状と課題】	大規模災害の場合、自助や共助によって被害を軽減できるのは、特に、まだ公助が発揮されない「発災直後」ですので、「被害を軽減するには」の前に「特に発災直後の」を挿入してはどうでしょうか。また、「地域住民の「自助」と「共助」の意識の向上が不可欠」の「の意識の向上」を削除してください。意識だけでなく、実効性ある措置が必要だからです。	御意見のとおり、大規模災害の場合、自助や共助によって被害を軽減できるのは、まだ公助が発揮されない「発災直後」であることは十分認識しております。 そのためには、災害発生時の的確な行動や家庭での備蓄等、平常時から防災に対する正しい知識の習得と防災意識の高揚を図ることが重要です。このことから「特に発災直後」に限定せずに防災全般に対する考え方として記述しています。
83	62	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化	市民と行政だけでなく、企業市民(建設会社、商店、病院等)の役割と連携協力も重要なポイントですので、記述してください。	御意見を踏まえ、「(8) 予防力の強化」の②防災意識の啓発(P69)の項に、次のとおり追記します。 【追記文】 ・企業等における防災対策の取組を促進するため、防災研修会等の機会を通じ、周知啓発に努めます。
84	63	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化 (1)災害対応力の強化	「(1)災害対応力の強化」の中に「②防災教育の実施」を書き加えるべきだと思います。〔参考〕「人が死なない防災」片田敏孝著、集英社新書、2012年3月発行。	「防災教育の実施」については、「(8) 予防力の強化」の③防災教育(P69)において記載しています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
85	63	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化 (1)災害対応力の強化 ①地域防災力の強化	最後の行、「不断の取組として津市地域防災計画の見直しを進めます」では、いつまでも「見直し」続けるような表現なので「～津市地域防災計画の実効性向上に努めます」としてはどうでしょうか。	防災施策は、東日本大震災による被災状況をみても、これまでの防災対策のあり方を大きく変えることとなりました。 東海、東南海・南海地震がいつ起こってもおかしくないとされる中、市民の命、財産に関わる防災対策は、「十分なレベル」ということではなく、これまでの経験を踏まえた対策強化に取り組み、さらに過去の経験から予測されない状況が起きる可能性とといったことも踏まえ、常に、見直し、対策を行っていく必要があります。 また、災害対策基本法第42条において「毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」と定められているところでもありますので、不断の取組として表現しており、見直しを行うことで的確に対応していく旨を加え、次のとおり修正します。 【修正文】 ・東日本大震災から得た教訓や対応策、新たに公表された南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえ、平成24・25年度の災害対応力強化集中年間終了後も、不断の取組として津市地域防災計画の見直しを進め、地震・津波や風水害等の災害に的確に対応していきます。
86	64	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化 (2)津波対策の推進 ①津波避難ビル	(2)の①の避難が遅れた住民の方、救助活動に従事する方などが」の次に「一定数」を付け加えるべきだと思います(避難する人のボリュームをイメージできるように)。	本市における津波避難の考え方は、「より遠く、より高く」へ避難していただくことを基本としておりますが、東日本大震災の教訓を踏まえ、避難が遅れた住民の方、救助活動に従事する方などの対策についての基本的な考え方を記述しています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
87	64	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化 (2)津波対策の推進 ②津波避難協力ビル	(2)の②は、緊急的に一時避難できる場所についても述べているので、タイトルの「津波避難協力ビル」に「等」をつけるべきだと思います。なお、適当な避難施設がない地域において、緊急的に一時避難できる場所は、どうやって確保するのかをある程度具体的に書くべきで、このように書いておいて実際には何も実施しなければ、市民に対する背任になると思います。	御意見を踏まえ、次のとおり修正並びに項目を追記します。 【修正・追記文】 ②津波避難協力ビル ・津波避難ビルに加えて、利用に時間的制約のある津波避難協力ビルの指定を進めます。 ③津波緊急避難場所 ・津波による浸水が予測される地域等において、学校等の屋上を避難場所として有効に活用するため、屋上フェンスや外付け階段の整備及び改修を行います。 ・津波からの避難に活用ができる公共施設や民間施設が存在しない地域においては、平常時から有効に活用でき、かつ災害時に津波避難が可能となる高台公園等による公共施設の整備を検討します。
88	64	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化 (2)津波対策の推進 ③海拔・標高・誘導表示	(2)の③において、海拔表示の設置を進めることは、「市道」だけでなく「県道や国道」においても必要なことであるので、表現を工夫してください。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 「市道上の」を削除
89	65	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化 (4)避難体制の強化 ①避難所・福祉避難所の拡充	(4)の①において、「不足する避難所等の配置に係る見直しを行います」では、見直し作業を行うだけで「実施済み」になってしまうという欠陥があるので、逃げずに「不足する避難所等の解消に努めます」と書くべきだと思います。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・津波による甚大な被害の発生が予想される場合は、原則として津波浸水予測地域内の避難所は開設しないこととしており、沿岸部からの多数の避難者を受け入れるための避難所数を拡充します。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
90	65	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化 (4)避難体制の強化 ③避難所マネジメントシステムの構築	(4)の③は、以下のように改めるべきだと思います。 「・大規模災害発生時において、数多くの住民が避難することが想定されるが、避難所開設・運営に混乱を来すことのないよう、各避難所における(途中、省略)、避難所管理を行うためのシステムを構築します。	御指摘のとおり、大規模災害時において避難所開設・運営に混乱を来すことが予想されることは、十分認識をしておりますことから、避難所開設・運営について、「(4)避難体制の強化」の⑤避難所の開設・運営体制の充実(P66)の項目で別途記載をしています。
91	68	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第1項 終わりのなき防災施策の強化 (8)予防力の強化 ①建築物の耐震化	(8)の①において、次の一文を追加すべきだと思います。 「・阪神・淡路大震災においては、犠牲者の9割以上が地震直後に、また、建物の影響で亡くなったことを踏まえ、地震による被害者を一人でも減らすためには、建築物の耐震化と家具等の転倒・落下防止に万全を期すことが極めて有効であり、以下の施策を強力に推進する」〔参考:「間違いだらけの地震対策」目黒公郎著、旬報社、2007年10月〕	御意見を踏まえ、下記のとおり追記します。 【追記文】 ・家具等転倒防止対策については、身近で取り組みやすい地震対策であることから、支援制度の充実を図りながら、その取組に係る周知・啓発を徹底します。
92	73	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第3項 消防力の充実 【現状と課題】	消防力の充実 現状と課題の記述に救急車をマイカーやタクシー代わりに利用したりさほど重症でもない症状なのに利用する困った市民が多数いて、本当に困っている市民の搬送に支障をきたしている現状に対する記述が欠落しています。是非とも挿入して下さい。そして正しい利用の仕方を市民に粘り強く啓発して下さい。	救急車の適正利用の重要性は認識しており、御意見を踏まえ、現状と課題における「○救急要請は、(略)」について、捉えやすい表現とするため、次のとおり修正します。 【修正文】 ○救急要請は、増加の一途をたどっており、救命措置についても年々高度化しています。このため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の増員など、救急体制の充実を図っています。一方、通報から現場到着や病院到着に要する時間、いわゆるレスポンスタイムが長くなっている傾向にあり、適切な搬送及び円滑な受入体制の構築が課題となっています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
93	74	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-1 安全なまちづくりの推進 第3項 消防力の充実 (2)救急体制の充実	救急体制の充実の項目に、私達一般市民にやる救急蘇生法の必要性ならびに普及活動についての記述が欠落しています。私は毎年救急救命の講習を受講しています。 市民による救命蘇生法を啓発して講習を推進すると記述して下さい。	御意見を踏まえ、次のとおり項目を追記します。 【追記文】 ※【現状と課題】に追記 ○救命率の向上には、現場に居合わせた人による応急手当が重要であり、市民への応急手当の知識と技術を普及する必要があります。 ※「(2)救急体制の充実」に追記 ③市民への応急手当の普及 ・救急現場においては、早期の適切な応急手当が重要であることから、市民への応急手当の知識と技術の普及に向け、引き続き救命講習等を推進します。
94	93	第2章 目標別計画 2 安全で安心して暮らせるまちづくり 2-3 地域福祉社会の形成 第2項 高齢者福祉の充実	「高齢者向けの住宅供給の推進」についても言及すべきだと思います。	「(5)介護保険サービス等の充実」の①介護保険サービス等の充実（P94）において、多様な施設や住まい、サービスの選択が可能となる旨の取組を記述しています。
95	110	第2章 目標別計画 3 豊かな文化と心を育むまちづくり 3-1 生きる力を育む教育の推進 第1項 幼児教育 (1)就学前教育の充実	就学前教育の充実の項目に学校教育の最高法規である改正教育基本法第二条 伝統と文化を尊重しそれらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するの条文に則り、古来より受け継がれてきた日本の伝統文化であるお茶や生け花などに親しみ日本人として生まれてきた喜びを知る機会を与えるの記述を新たに挿入して下さい。	幼稚園教育の中で、わが国の伝統文化に親しむことは重要であると考えています。 そのため、幼稚園においては、郷土や我が国に親しむ心情を育むため、地域の方々のご協力をいただき、昔の遊びや伝統行事等に親しむ様々な活動を充実させています。 総合計画後期基本計画では、そのような基本的な考え方を示させていただき、具体的な取組は、今後策定する津市教育振興ビジョン後期基本計画に示させていただく予定です。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
96	148	第2章 目標別計画 4 活力あるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興 第6項 商業の振興 (1)商業の魅力づくり ①商店街の振興	(1)の①の最初の「・」2つでは、見直しの具体的内容が何も書かれていません。大きな方向性や施策の代表例などを記述すべきだと思います。	御意見踏まえ、次のとおり修正します。 【修正文】 ・中心市街地の商店街については、事業者等の自主・自立的な活動を支援し、商店街の魅力アップ、情報発信等を行うことで中心部の恒常的な賑わいを促進します。 ・中心市街地における空き地・空き店舗の解消に向け、商店街が取り組む空き店舗対策及びテナント誘致活動を支援します。
97	148	第2章 目標別計画 4 活力あるまちづくり 4-1 自立的な地域経済の振興 第6項 商業の振興 (1)商業の魅力づくり ①商店街の振興	「商店街の振興」の最大の鍵は、商店街を構成する個々の商店が、消費者のニーズにマッチした商品やサービスを提供していくことですので、このことを明記すべきだと思います。	商店街を構成する個店の消費者ニーズにマッチした商品やサービス提供等による魅力アップは、商店街の魅力アップにつながることから、各商店街の取り組みに対して支援を行っていきます。
98	152	第2章 目標別計画 4 活力あるまちづくり 4-2 交流機能の向上 第1項 都市機能の整備 【現状と課題】	コンパクトシティ（集約型都市構造）への転換が求められます。 ↓ 転換が求められ、そのためには都市計画の用途指定について実態に適合しない地域があるため、再検討を進めます。 尚、市街化区域と市街化調整区域のいわゆる「線引」のあり方についても同時に再検討を進めます。	御意見を踏まえ、「(1) 都市づくりの推進」の③都市計画の見直し（P154）において、次の項目を追記します。 【修正文】 ・区域区分や地域地区の見直しについて、都市計画基礎調査等を活用し、人口構造の変化や社会経済情勢を見極めながら検討を進めます。
99	155	第2章 目標別計画 4 活力あるまちづくり 4-2 交流機能の向上 第1項 都市機能の整備 (2)交流拠点の整備 ④津インターチェンジ周辺の土地利用のあり方	(2)の④において、最後に規制緩和や法令改正等を国・県へ働き掛けることを書いていますが、まず、どのような土地利用・施設整備を計画しており、法規制のどこがどのように支障になっているのかを明らかにする必要があると思います。その上で、それを解決するような規制緩和や法令改正に合理的な説得力を持たせることが必要だと思います。	計画（案）に記載のとおり、土地利用や施設整備の前提として、当該地には農業振興地域の整備に関する法律や農地法、まちづくり3法の規制があり、当該地の開発を行うに当たっては、まず規制緩和や法令改正を国・県に求めていくことが優先事項であるとして記述しています。

No.	ページ	項 目	意見の内容	意見に対する考え方
100	155	第2章 目標別計画 4 活力あるまちづくり 4-2 交流機能の向上 第1項 都市機能の整備 (2)交流拠点の整備 ④津インターチェンジ周辺の土地利用のあり方	P155の④11行目からの段落については、このことから、当該地の土地利用のあり方について、地域の実情および要望に応じた柔軟な対応をして、県都の陸の玄関口にふさわしい開発ができるよう規制緩和や法令改正といったことも見据えた対応を求めて国・県へ働きかけますと表記すべきである。	当該地の土地利用については、農業振興地域の整備に関する法律や農地法、まちづくり3法による規制が開発等の支障となっており、規制緩和や法令改正による柔軟な対応を国・県に求めていることが優先事項であるとして記述しています。
101	155	第2章 目標別計画 4 活力あるまちづくり 4-2 交流機能の向上 第1項 都市機能の整備 (3)新都心軸の形成 ①新都心軸の整備促進	(3)の①においては、「中心市街地及びその周辺における既存の都市インフラの有効活用を損ねないよう十分配慮しつつ」を挿入すべきだと思います。	新都心軸のまちづくりについては、既存都市インフラの有効活用を前提に検討を進めております。御意見いただいた点については、まちづくりを考える中で十分に配慮しておりますが、後期基本計画に記載する方向性ではなく、まちづくりを考える上での留意事項であると考えてます。
102	158	第2章 目標別計画 4 活力あるまちづくり 4-2 交流機能の向上 第2項 道路ネットワークの整備 (3)道路の適切な維持管理	(3)の①及び②において、「道路・橋」の次に「・トンネル」を追加してください。	トンネルについては、道路の一部として維持管理していることから、この記述としています。
103	191	第3章 重点プログラム 1 まちづくり戦略プログラム ⑤ 歴史と文化の拠点形成プログラム	「⑤歴史と文化の拠点形成プログラム」の中に「一身田の寺内町の伝統的な町並みと環濠」を追加してください。	一身田寺内町については、地域かがやきプログラムの「東部エリア」の(9)歴史文化の賑わいの創出（P211）に記述しています。
104	222	第5章 計画を推進するために	P30～P186・・・推進するために 広大な合併、県都市津市として組織の整備を明記すべき。又は目標計画・重点施策 前段に明記すべき。 総合計画が市民、行政がplan, do, check, actionサイクルをしっかりと5ヵ年回すしくみ、工夫を実践し、一過におわらずかぜとおしよい県都市津市総合計画後期の推進を取り組みを明記すべき。	御意見を踏まえ、242ページの「第5章 計画を推進するために」の「第2項行政経営システムの構築」の3 行政評価の実施についての記述を、次のとおり修正します。 【修正文】 ・政策評価、事務事業評価、業績評価からなる行政評価システムを継続的に実施し、市民への公表のもと、Plan（計画）、Do（推進項目の取組）、Check（推進状況の確認）、Action（検討、改善）等によるマネジメントサイクルの確立を目指します。